

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

理由

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならず、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現すべきです。

(件名) 「鹿児島県情報公開条例」第12条（開示決定等の期限）の見直し求める
陳情書

(陳情の趣旨)

「鹿児島県情報公開条例」は、第12条（開示決定等の期限）第1項で、開示請求のあった公文書の開示あるいは不開示の決定を、原則として「開示請求のあった日から30日以内にしなければならない」と定めています。

この「30日期限」は、迅速に県政情報を得ようとする私たちからすれば、あまりにも時間がかかりすぎていると言わざるを得ません（もちろん、すべての公文書の開示決定が、期限ぎりぎりの30日後になっているわけではないでしょう）。

県のホームページ「情報公開制度について」では「県政情報を迅速かつ容易に得られるように」と書かれており、「迅速」を強調しています。「県民参加による公正で開かれた県政の推進」（「県情報公開条例」第1条）のためには、「迅速な」公開が決定的に重要なことです。

現在の「県情報公開条例」（2001年4月1日施行）は、「旧県情報公開条例」（1988年12月1日施行）を全部改正したものですが、旧条例では「開示決定期限」は「（開示請求を受理したときは）その日から起算して15日以内に…決定をしなければならない」（第7条）と定められていました。「現条例」の半分の期限内で情報公開努力をしなさいーという規定なのです。どちらが県民の方に向いているかは明らかです。

県情報公開条例が施行された2001年4月1日は、国の情報公開法の施行日です。情報公開は自治体の取り組みが国よりずっと進んでいましたが、この年にやっと国が追いつきました。この法では「開示決定期限」について「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」（第10条）としていますから、「旧県条例」よりもかなり緩い基準です。「現条例」は、その緩い基準に合わせてしまったということです。

条例は、すべて法律に合わせなければならないというものではありません。私たちが調べたところ、全国47都道府県の情報公開条例で、国と同じ「30日以内に決定」という開示決定期限を定めているのは、鹿児島と千葉の2県だけです。最も期限が短いのは、「10日以内」の岡山と山口。次いで「14日以内」の栃木、東京、石川。その次が「15日以内」で、残りの40道府県です。鹿児島県の「旧条例」が定めていた「15日以内」は、全国の道府県のいわば標準的な基準だったのですが、今や全国最悪の緩い基準に改められています。

県政情報の迅速な公開と、それによる県民のより積極的な県政参加、および緊張感をもった県政運営を実現するため、上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

一 「県情報公開条例」第12条第1項で「開示決定等の期限」について「30日以内」とあるのを見直し、「旧県情報公開条例」が定めていたように「15日以内」に改めること。

以上

(件名) 安全対策施設の未完成な川内原発の即時停止を求める陳情

(陳情の趣旨)

原子力規制委員会は2019年4月24日の定例会で、原発の「特定重大事故等対処施設」（以下「特重施設」という。）が設置期限までに完成しない原発に対して、運転停止を命ずることを決めました。「特重施設」は、福島第一原発事故を教訓に、2013年に新規制基準で新たに義務付けられた、原発に重大事故が起きた際に原子炉の冷却を続けるための安全対策施設です。しかし、規制委員会が新規制基準施行後5年の猶予を与え、さらに原発の工事計画認可日から5年以内の完成へと設置期限を延長したにもかかわらず、各地の原発は「特重施設」が未完成なままでです。

規制委員会は、2020年の東京オリンピックに向けたテロ対策の強化を迫る政府の意向から、期限までに「特重施設」を設置できない川内原発の1号機を2020年3月に、5月に2号機を停止させることになります。

今年7月から定期点検中の川内原発1号機は、11月初めに営業運転に入りました。九州電力による「特重施設」の完成延期申請は認められず、1号機も2号機も期限までに間に合わせることは不可能です。しかも、川内原発1・2号機は、築40年に近づいている老朽原発で、事故を起こす確率も高まっているところに「特重施設」が未完成のまま稼働していることは、非常に危険な状態にあるといえます。県民の安全確保のため、2020年の設置期限まで川内原発1・2号機を稼働させてはなく、直ちに停止することを県議会として関係機関に要請しなくてはならない状況であると考えます。

私たち全国の自治体議員はその責任を果たすべく、鹿児島県議会が県民の生命とくらしを守るために、下記の点について、国・原子力規制委員会と県知事に意見書を、九州電力に対し要請書を提出するよう求めます。

記

- 一、国・原子力規制委員会に対して、新規制基準で定めた安全対策施設（特定重大事故等対処施設）が未完成な川内原発1・2号機の即時停止を命ずるよう求めること。
- 二、鹿児島県知事に、安全対策施設の未完成な川内原発1号機の停止と、定期点検後も安全対策未完成の2号機をそのまま停止するよう求めること。
- 三、九州電力に対し、安全対策施設の未完成な川内原発1・2号機の停止を求めること。

陳情賛同議員 352名

(名簿一省略)

(件名) 所得税法第56条廃止を求める陳情

(陳情の趣旨)

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ523自治体が国に意見書を上げています。また、第63会期国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告がなされました。日本の家族経営における配偶者の多くは女性です。世界の主要国では家族従業者的人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。

2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には所得税法見直しが盛り込まれました。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために所得税法第56条の廃止を求める決議を採択され、政府に送付していただきますよう御尽力をお願いします。

【陳情事項】

一、所得税法第56条廃止を求める陳情を採択し、政府に意見書を提出してください。